

生徒心得（後期課程）

佐世保市立浅子小中学校

【 校内生活 】

1 登校

- ① 学校規定の通学服を着用する。
- ② 学習に必要なもの以外は持ってこない。
- ③ ハンカチやちり紙などは、常に清潔なものを携帯する。
- ④ 余裕を持って早めに登校し、8時10分には教室に入り、読書などの準備をする。
- ⑤ 欠席・遅刻・早退をするときは、必ず、担任に連絡する。

2 朝の時間（8：15～8：25）

- ① 早めに取りかかり、自分の席で静かに読書などに励む。
- ② 集会等がある時は、8時15分までに体育館に集合し、整列完了する。



3 朝の会・帰りの会など

- ① 時間がきたら、会を始める。
- ② その日の目標や連絡事項は、各自でよく確認する。
- ③ 翌日の授業の準備物をきちんと伝達する。

4 授業時間

- ① 教室以外での授業は、始業前までに移動しておく。
- ② 授業に遅れないように準備をする。
- ③ 勝手に席を離れたり私語をしたりせず、意欲的に参加する。



5 休み時間

- ① トイレなど早めにすませ、次の授業の準備をする。
- ② 窓を開けて、こまめに換気をする。
- ③ 忘れ物等で個人的に校外に出てはならない。
※放課後に校外へ出る場合は必ず先生に届け出て許可を受ける。

6 給食

- ① 食事の前には、必ず手洗い・うがいをする。
- ② 当番は、給食着・マスク・帽子をつけて配膳する。
- ③ 配膳は協力して、できるだけ早く済ませる。
- ④ お互いにマナーを守り、よく噛んで食べる。
- ⑤ 体調の悪いとき以外は、残さないようにする。
- ⑥ 後片付けをきちんとする。（特に食べこぼしなど）
- ⑦ 13時までには給食室に返却するように心掛ける。



7 清掃

- ① 昼休みのうちに着替えておく。
- ② 時間いっぱい持ち場をきれいにする。
- ③ 特別教室の戸締りを確実にする。



8 放課後・部活動

- ① 部活動は、活動の時間をきちんと守って積極的に参加する。
- ② 下校時刻を守り、買い食い・寄り道などしない。
- ③ 帰り道では、危険な場所には近づかない。（正規の通学路を通過して帰ること）

9 特別室の利用

- ① 図書室の本は、利用規則にしたがって、有効に利用する。（きちんと返却すること）
- ② 図書室の本はいつでも借りることができる。

10 服装・身なり・その他

① 制服・服装について

- ・夏服はスラックス・スカートに半袖カッターシャツ、夏ブラウスの組み合わせとする。
- ・中間服はスラックス・スカートに長袖カッターシャツ、これにネクタイやリボンの組み合わせを基本とし、ベストやセーターを組み合わせる。
- ・冬服はスラックス・スカートに長袖カッターシャツ、ブレザー、ネクタイ、リボンを基本とする。これにベストやセーターを組み合わせる。
- ・スラックスは地面に着かない長さとし、スカートは膝が隠れる長さとする。
- ・カッターシャツやブラウスの下に着用する下着は、透けない色の物が好ましい。
- ・靴下は白・黒・紺・灰色を基調としたものとする。入学式や卒業式等の行事の際は白のソックスで統一する。冬服のスカート着用期間、紺色や黒色のタイツ、ストッキングを着用してもよい。
- ・通学には、白基調の運動靴を使用する。校内では前期課程で使用したシューズをはいてもよい。(色の指定なし)

② 防寒着について

- ・セーター類を着用してよい。ただし、色は白、黒、紺、茶系とし、袖やすそからはみ出さないように着る。
- ・登下校時どうしても寒いときは、制服の上から防寒着と手袋を着用してもよい。
- ・防寒対策としてマフラーやネックウォーマーを着用してもよい。ただし、マフラーを着用する際は危険がないように着用の仕方にご注意すること。

③ 頭髪について

- ・頭髪については常に清潔にして、学習などの活動のじゃまにならないようにする。
- ・前髪は目にかからない長さにする。前髪が目にかかる場合はピンでとめる。ピンの色は黒・紺・茶のいずれかとする。
- ・髪が肩よりのびた場合は、後ろで結ぶ。ゴムひもの色は黒・紺・茶のいずれかとする。
- ・脱色・染色・パーマなどはしない(くせ毛などで悩む場合は事前に相談する)。
- ・整髪料等は使用しない。

④ 身なりについて

- ・眉毛をそったり抜いたりしない。(眉毛のことで悩む場合は事前に相談する。)
- ・ピアス(耳の穴あけ)は禁止する。
- ・爪は常に短く清潔にし、マニキュアをしない。

⑤ 持ち物について

- ・学校生活に不要な物は絶対に持ち込まない。
- ・不要な金銭の持参、物品の貸借は原則として行わない。
- ・制汗剤は使用してもよいが無香料のものとする。(スプレータイプは禁止する。)
- ・携帯電話は学校に持ってこない。休日や部活動の大会等も同様。どうしても必要な場合は保護者が学校に許可を得て、登校時に職員に預ける。

11 校外生活について

- ① 外出の際には、行き先・帰宅時刻を家の人に告げてから出かける。
- ② 夜間外出はしない。(帰宅時間は次のとおり)
※6～9月：午後7時まで ※10～5月：午後6時まで
※これ以降にうろうろしていると補導の対象となります。
- ③ アルバイトは原則として認めない。
- ④ 後期課程生徒が自転車でグラウンドに乗り入れることは禁止とする。ただし、前期課程児童においては認める。
◆春休み・夏休み・冬休みの生活心得については、別に定める。

※生徒心得に関して、ご意見ご相談がありましたら学校までご連絡ください。